

訴状

2021年9月1日

福岡地方裁判所 御中

当事者の表示

原告 福岡市早良区有田5丁目17番7号
大塚龍昇
電 話 090-3602-3842
FAX 092-862-8985
外 名別紙当事者目録記載のとおり
被告 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島宗一郎

違法公金支出損害賠償住民訴訟請求事件

訴訟物の価格 円
印紙 円
予納郵券 円

請求の趣旨

- 1 被告福岡市長は、福岡市職員高島宗一郎に対し、23,746円を支払うよう、請求せよ。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1.当事者

1. 原告らは、福岡市の住民であり、2021年6月4日に、被告の違法な公金支出につき、福岡市監査委員に対し、地方自治法第242条第1項に基づく監査請求を行ったところ、同監査委員は、2021年8月3日以降に到達した書面により、同請求に理由がないとして棄却する旨通知した。
2. 後に述べる本件福岡市個人情報自衛隊名簿提供に係る経費の支出担当者であって地方自治法第242条の2第1項第4号に言う損害賠償責任を負う「当

該職員」は福岡市長高島宗一郎である。被告は、同号に基づく、当該地方公共団体である福岡市の執行機関である。

3. 福岡市職員高島宗一郎は、違法な公金支出の原因となった名簿形式での福岡市民個人情報の違法な目的外利用の基本方針の決定の決裁者であり、損害賠償の責にある。

第2. 本件訴え提起に至る事情

1 本件訴え提起に至る経過

2020年1月、「福岡市の住民記録システムを刷新したことを契機として、自衛隊への情報提供方法について検討を行うこととした」（住民監査請求（福岡市職員措置請求）の監査結果について（通知）2021年8月2日監総第87号）（甲第1号証）（以下、「通知」）の記述を抜粋引用）

2020年1月6日、高島宗一郎福岡市長は、市長記者会見で、自衛官募集の対象となる住民の個人情報について、住民基本台帳の閲覧・書き写しの許可に留めていたのを、紙と電子媒体で自衛隊側に提供する福岡市の方針を明らかにした。

2020年1月9日、この市長の名簿提供方針に対して、福岡市民らによる抗議の声が広がり、名簿提供中止を求める運動が起こった。先ず、1月9日に、博多湾会議、戦争法を廃止する会、「特定秘密保護法」を廃止する会・福岡、怒髪天を衝く会、九州住民ネットワーク、福岡・戦争に反対する女たち、今を生きる会の7団体が、福岡医療団労働組合の賛同を得て、福岡市長に「住民基本台帳の閲覧・書き写しを含めて、今回の紙と電子媒体で自衛隊に住民情報を提供する方針を取り消すよう求める申し入れ」（甲第2号証）を行い、同時に、村上裕章福岡市個人情報保護審議会会長宛てに「市長から『紙と電子媒体で自衛隊に住民情報を提供する』との諮問に対し、『提供するのは適法ではなく、提供してはならない』と意見してください。」との申し入れ（甲第3号証）を行った。

2020年1月31日、福岡市長が、福岡市個人情報保護条例第10条第2項第6号に基づき、福岡市個人情報保護審議会に個人情報の自衛隊への紙媒体（名簿）での提供の可否を諮問した（甲第4号証）。

2020年2月7日、福岡市個人情報保護審議会目的外利用審査部会が開かれた。大勢の市民が監視するなか審議不尽のまま「提供の可否については、諮問通り公益上の必要がある」と結論した。（甲第5号証）

2020年2月14日、福岡市個人情報保護審議会が「自衛官等募集事務に利用することを目的として自衛隊に個人情報を提供することについては、公益上の必要性が認められるものと判断される」と答申（甲第6号証）した。

2020年2月18日 福岡市議会総務財政委員会で「国又は地方公共団体に対する住民基本情報の提供について」として本件について、理事者から資料に基づき報告があった（甲第7号証）。

2020年2月22日、福岡市内で市民団体「自衛隊への名簿一括提供を許さない！市民集会」のデモの後、高島宗一郎宛ての「法令の根拠もなく、極めて重大な人権侵害を引きおこす、若者の個人情報自衛隊に一括提供する暴挙を直ちに止められるよう、私たちはここに要求します」趣旨の集会決議（甲第8号証）を挙げ、後日市長宛てに渡された。

2020年3月11日、福岡市議会に請願文「18歳22歳の福岡市民個人情報の自衛隊への名簿一括提供事務手続きにつき、予算流用を含む予算執行の差止めを求める請願」（甲第9号証）が提出された。

2020年3月24日、福岡市議会への請願文「18歳および22歳の福岡市民の個人情報を自衛隊に提供しないことを求める請願」（甲第10号証）が提出された。

2020年4月15日、福岡市政だより4月15日号（甲第11号証）に「18歳と22歳の人の『氏名』と『住所』の情報を、自衛隊に対し資料として提供することになりました」「自衛隊への個人情報の提供を望まない人は、『除外申請書』の提出を」の記事が出た。

2020年6月5日 福岡市は、本人への連絡と承諾を取ることなく、18歳と22歳の福岡市民29,817人の個人情報を名簿として自衛隊に渡した。事実証明、朝日新聞2020年6月20日記事（甲第12号証）。

2021年1月14日、福岡市長に、博多湾会議と「特定秘密保護法」を廃止する会が仏教徒非戦の会・福岡など3団体の賛同を得て、「抗議・申入れ福岡市が住民基本台帳から名簿を作成し、自衛隊に提供したことに抗議し、閲覧・書き写しも含めて、自衛隊に18歳22歳の個人情報を自衛隊に提供することを取りやめるよう求める」文（甲第13号証）を提出した。

2021年6月4日、福岡市の福岡地区合同労働組合と27人の市民が福岡市監査委員に、29,817人市民の個人情報を名簿として自衛隊に渡した行為にともなった公金の支出（人件費、名簿印刷費、通信費等）の損害の回復のため、損害額を福岡市長に賠償させることを求めて、住民監査請求を行った（甲第14号証）。

2021年8月2日、福岡市監査委員は「福岡市が2021年6月5日に個人情報を名簿にして自衛隊に渡した行為に伴う公金の支出についても、また、その原因となった名簿提供についても、違法性・不当性が認められないため、請求人の主張には理由がなく、本件請求を棄却する」との監査結果を下した（甲第1号証参照）。

第3 本件支出の金額等について

人件費 区政課の職員2名2時間で作成として、16,316円と算出した。その計算過程は次のとおり。

web検索の、2018年12月15日付けの「市政だより」より、2017年度福岡市職員年間平均給与額＝699.7万円を引用した。

同1時間割給与額＝4,079円（699.7万円÷[年間執務日数は365日-120日]÷[日執務7時間]）と計算した。

よって、人件費＝1時間4,079円×2時間（推定）×2人（推定）＝16,316円と算出した。

名簿印刷費 情報公開請求して、名簿はA4版で605頁と用紙費は一枚が0.628円であること、印刷機材はレンタルであることが判明している。ただレンタル料金などが不明であり、福岡市庁舎内のコピー代金一枚当たり10円を参考に算定した。（甲第15号証）

印刷用紙代＝0.628円×605枚＝379.94円

印刷通し代＝一枚10円×605枚＝6,050円

よって名簿印刷費＝6,429.94円

通信費 自衛隊との通信費額は不明だが1,000円と推定した。

人件費	16,316円
名簿印刷費	6,429.94
通信費	1,000
総計	23,745.94

第4. 本件公金支出の違法性について

本件行為の違法性 その1 名簿提供に法理はない

2020年6月5日福岡市長は、住民基本台帳で保有する18歳や22歳の福岡市民の個人情報をも本人に知らせることなく、また本人の同意を得ることなく名簿にして自衛隊に提供した（以下、「本件提供」）。この本件提供には憲法違反、法律違反、条例違反があり、福岡市がいう提供に「公共性の必要」は全くない。

1 憲法第11条及び第13条、第29条違反

本件提供は、「人々はすべての基本的な人権の享有者である」とした第11条そして「人々はすべて個人として尊重される」とした第13条に違反する。本件提供で福岡市は、本人に知らせず、同意がないまま名簿を提供し、個人の基本的な人権を侵害した。個人情報は不可分の個人財産であり、その使用や利用など

の管理権は個人に属する権利である。憲法29条は「財産権は、これを侵害してはならない」と条規している。本件提供はこれらの条規に違反する。

2 地方自治法第1条の2違反

本件提供は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」とした地方自治法第1条の2の条規に違反する。

3 個人情報保護法第1条・福岡市個人情報保護条例第1条違反

本件提供は、「個人の権利利益を保護することを目的とする」とした個人情報保護法第1条と「個人の権利利益を保護することを目的とする」とした福岡市個人情報保護条例第1条に違反する。

4 憲法第8章の第92乃至第95条違反

本件提供の動機が、自衛官募集に「自治体の6割以上が協力を拒否している」との安倍晋三前首相の発言であるといわれている。この動機に基づいて行われた本件提供は、地方組織が国の末端機関として戦争遂行に協力したことの反省から、地方公共団体の国との対等的関係を保障するために、「地方自治の本旨」の第92条、「地方議会設置と長などの住民直接選挙」の第93条、「地方公共団体の地方行政執行権能と条例制定権」の第94条、「特別法制定の住民投票過半数の同意」の第95条が構成する憲法第8章「地方自治」制定目的に違反する。

5 地方分権一括法違反

2004年から施行された地方分権一括関係法が、国と自治体の関係を対等なものとして法定し、そのために本来国がすべきだが自治体に任せていた機関委任事務を廃止し、自治体が自主的に行う「自治事務」と自治体が国から引き受ける「法定受託事務」を創設した。しかし、名簿提供は法定受託事務ではない。本件提供は地方分権一括法制定の趣旨である地方公共団体と国との対等関係確立の立法趣旨に違反する。

6 憲法前文と9条違反

「イランの危機」や「台湾海峡危機」を煽って戦争になりかねない状況になっているなかで、福岡市の若者を自衛隊員として戦地に追いやめることは「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とした憲法規範と裁判規範性のある前文に違反する。また、本件提供は「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行

使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」との憲法第9条に対する違憲・違法行為である。

7 高島福岡市長の「自衛隊に名簿を渡すことは公益性に適う」旨発言の違法性

自衛隊の沿革と自衛隊違憲判決を示し、反論する。

a. 自衛隊は、警察予備隊を始原とする。日本人から米軍基地を守るために国内治安部隊として組織された。1973年9月7日札幌地方裁判所（福島重雄裁判長）は「自衛隊は憲法9条が禁ずる陸海軍に該当し違憲である」と初の自衛隊違憲判決を出した。下級審であれ裁判所が自衛隊違憲判決を出した意義は大きく、いずれの裁判所からも自衛隊合憲判決は出されていない。したがって、自衛隊は憲法に違反する実力組織である。違憲な自衛隊に福岡市民の個人情報を提供した行政行為に公益性はない。よって、公益性がない行政行為に公金を支出したことは違法行為である。

b. その自衛隊は、今、大きく様変わりしている。特に、2015年の新安保関連法＝戦争法の強行採決と施行は、多くの国民の中にあつた「自衛隊は国を守る組織」だとの社会通念を根底から覆した。日本が攻められていないのに、集団的自衛権行使容認を基軸とした一連の戦争法で、自衛隊は米軍、豪州軍など同一作戦指揮下で、武力行使をする危険性が拡大した。世界各地で米軍の尖兵となって戦闘する自衛隊に様変わりした。

小括 その自衛隊の隊員募集に18歳と22歳の福岡市民の個人情報を名簿に作成して提供することは、福岡市長は戦場に福岡市民を送りだすことに繋がる。こんな違憲な国政を助長し、地方自治を没却する行政行為に公益性はない。

本件行為の違法性 その2 名簿提供に公益性はない

18歳および22歳の市民の個人情報を提供することは法定受託事務ではなく、また公益性はなく、また地方自治の本旨にも反するもので、名簿提供に係る費用は違法な支出に当たると思料し、福岡市職員措置請求したのである。

1. まず、18歳および22歳の市民の個人情報を提供することは法定受託事務ではない。

福岡市はこれまで18歳および22歳の市民の名簿を自衛隊員募集のために自衛隊に渡すことは法定受託事務とし、法的根拠について「自衛隊法第97条道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候

補生の募集に関する事務の一部を行う。」「自衛隊法施行令第120条防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」をあげている。しかし、自衛隊法第97条は自衛隊員の募集の事務の一部を行うことを求めており、施行令は必要な報告や資料を求めているに過ぎず、18歳および22歳の市民の個人情報の提供を法定受託事務として規定しているわけではない。2020年9月9日の福岡市議会本会議における荒木龍昇市議会議員の質問に、下川市民局長は「自衛官等募集事務については、法定受託事務として可能な範囲で協力する必要がある」と答えていることから、名簿提供は法定受託事務でないことは明らかである。

各地で自衛隊員募集のために住民の個人情報を提供することに疑義を持つ住民からの問い合わせがあることから、「令和2年地方分権改革に関する提案募集」に、自衛官等の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出できることの法定化（長崎県大村市など19市）、自衛隊法等に基づく自衛官等の募集に関する事務について住民基本台帳の一部の写しを提出できることの明確化（熊本県合志市など1府21市）、の「提案事項」が提出された。

これに対して、令和3年2月5日付けで、各都道府県市区町村担当部長宛てに防衛省人事教育局人材育成課長、総務省自治行政局住民制度課長名で「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」という通知が出されている。（甲第16号証）通知には「本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である」と記載され、以下のようになっている。

1）自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。

2）上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。

この通知は募集の資料として住民基本台帳の写しを用いることは特段の問題はないとしているが、あくまでも技術的助言であり、法律でないこと、住所・氏名・年齢・性別の4情報は資料には該当せず、自衛官等募集事務の遂行のために、防衛大臣が都道府県知事および市町村長に対し、募集に対する応募者数の見通し、応募年齢層の概数等に関する報告および県勢統計等の資料提出を求

め、募集事務を円滑に行うための判断材料を求めるものであり、個別住民の住所・氏名・年齢・性別4情報を求める根拠にはならない。

小郡市では2019年度に個人情報保護審議会は「自衛隊法施行令第120条で規定されている『資料』に個人情報が含まれるとの解釈は困難」「適齢者情報を提供することの妥当性は認められない」と答申し、従来「提供」していたが、「閲覧」へ切り替えている。(甲第17号証)

筑後市では今年6月1日行政審査会が市長に「個人情報の取扱いに係る意見について」という答申をした。答申は「名簿という形で自衛隊へ提供してきた個人情報は、いずれも住民基本台帳法第11号第1項の規定による閲覧により取得できることからすると、名簿の提出は単に自衛隊に対し便宜を図る行為にほかならず、名簿がなければ自衛官等募集事務を遂行できなくなるような特段の事情も見受けられない。本来地方公共団体は、個人情報を慎重に取り扱い、個人の権利利益を保護すべき立場であるので、今後もこのような形で個人情報を自衛隊へ提供することは妥当とはいえない。以上が審査会としての意見であるが、仮に今後も名簿の提出を継続しようとするのであれば、個人情報を提供することを本人に対しあらかじめ文書で通知し、本人から申し出があれば提出名簿から除外するとともに、自衛隊に対しては使用後の名簿を確実に処分するよう誓約させ、その処分には市の職員が立ち会うべきであることを付言する。」としている(甲第18号証)。つまり、自衛隊員募集のために名簿提供することは法定受託事務ではないことは明らかである。

地方自治法第245条の2「普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。」とあり、通知は法的根拠にはならない。

また、通知では募集に住民基本台帳の写しを資料として使うことも問題ないかのように言っているが、「住民基本台帳法第3条市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」、同条第4項「何人も、第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、第15条の4第1項に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書、第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し、第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するにあたって、個人の基本的な権利を尊重するよう努めなければならない。」とあり、市区町村長は、住民基本台帳法上の住民個々人の個人情報について厳格な管理責任

を負っており、しかも個人情報には憲法上の人権であるから、プライバシー侵害にならないよう適切に配慮、管理することが求められている。このことから、同意がない名簿を渡すことは人権侵害になるといえる。以上のことから、福岡市が18歳および22歳の市民の個人情報を同意がないまま手渡すことは法定受託事務とはいえず、裁量権の逸脱・濫用である。

2. 次に、自衛隊員募集のために名簿を提供することに公益性はない。

2020年9月9日の福岡市議会本会議における荒木議員の質問に、下川市民局長は「自衛官等募集事務にては、法定受託事務として可能な範囲で協力する必要がある」「災害派遣などの重要な任務を担う自衛官の募集に必要な情報の提供は公益性がある」と言っている。さらに、「個人情報保護条例第10条第2項第6号の公益性があるという理由で個人情報を提供した事例はどのようなものがあるのか」との荒木議員の問に「個人情報保護審議会に諮問して、市の保有個人情報を提供した近年の事例として、平成30年度に特定の介護保険事業所に対して介護報酬の返還請求を行うに当たり、返還請求の原因である個人に関する情報を当該事業所に提供した事例、平成30年度及び令和元年度に国民健康保険レセプト点検自動化実証実験を行うに当たり、被保険者のレセプトデータを事業者提供した事例」をあげている。つまり、毎年3万人もの市民の個人情報が継続的に提供される事例は自衛隊への提供以外にはなく、仮に自衛隊の災害活動に対する公益性が認められても隊員募集という業務のために同意がない個人情報を提供することに公益性があるとはいえない。個人情報を保護する権利利益と自衛官の募集のためにポスティングに使用するという行為の社会的利益を比較した場合、自衛官募集のために名簿を提供しなくても業務遂行には支障はなく、比較することすらできない(甲第19号証)。

福岡市が2月7日開催された福岡市個人情報保護審議会目的外利用等審査部会議事録(甲第5号証参照)によれば委員が福岡市に公益性について説明を求めた事に対して「まず繰り返しになるが、法定受託事務という位置付けになっているため、私どもとしては協力する立場にあると考える。それに加え、当然自衛隊については、国防始め被災地支援などに、現在ご尽力いただいている状況であり、自治体とは協力関係にあることから、協力が必要ではないかと考えている。一方で、諮問書にも書かせていただいているが、事務の効率化の観点というところもあり、公務を行うにあたり、最小の経費で最大の効果を得るというのも大原則であるため、そういったところで業務を行っていくということも、公益性の必要とまではいかなくとも、有益なことではないかと整理している。」と答えていることから、自衛官募集のために名簿提供する公益性はない。

先ほどあげた小郡市でも募集業務の資料に該当しないという判断が示され、筑後市行政審査会答申でも「名簿の提出は単に自衛隊に対し便宜を図る行為にほかならず、名簿がなければ自衛官等募集事務を遂行できなくなるような特段の事情も見受けられない。本来地方公共団体は、個人情報を慎重に取り扱い、個人の権利利益を保護すべき立場であるので、今後もこのような形で個人情報を自衛隊へ提供することは妥当とはいえない。」と指摘しているように、募集業務のための個人情報の提供には公益性はあり得ない。

3、第三点として、同意がない名簿を自衛隊に渡すことの地方自治体として地方自治の法理から問題がある。

地方自治法第1条2では第1項、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」、第2項、「国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として 地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定 及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」とある。

2020年9月19日の福岡市議会本会議における下川局長の「自衛官等募集事務にては、法定受託事務として可能な範囲で協力する必要がある」との答弁は自治体の裁量で提供していることを意味している。住民基本台帳法では地方自治体の責務として「住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない」「住民票の写し等知り得た事項を使用するにあたって、個人の基本的な人権を尊重するよう努めなければならない。」となっており、前述の通り自衛隊員募集のために同意がない個人情報を提供することは、「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の本旨に反するといえる。また、自衛隊の公益性について災害救助をあげているが、2015年に安保関連法が強行採決されて以降自衛隊の役割は大きく変容している。自衛隊が海外の南スーダン等紛争地へ派遣され戦闘に巻き込まれる危険があったこと、5月に霧島で米軍、フランス軍と自衛隊とでの軍事訓練がなされており、このような軍事訓練が繰り返されている。このように自衛隊は戦闘に参加し生命の危機を伴う状況が現実のものとなっている。憲法違反の集団的自衛権のよりの軍事行動に公益性はない。地方自治の本旨から住民を戦場に送ら

ないという地方自治体の意思が示される必要がある。以上のことから自衛隊員募集のための名簿提供は地方自治体の本旨に反し裁量権を逸脱する行為である。

本件行為の違法性 その3 福岡市監査委員の監査結果批判

1、監査結果書中2判断(2)(1)の前提となった行為についての主張中の、一日校長事件の判決(最高裁1992年12月15日)解釈には誤りがある。

監査委員が抜粋引用する同判決文は「右のような教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると、教育委員会がした学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する処分(地方教育行政の組織及び運営に関する法律二三条三号)については、地方公共団体の長は、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、右処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である。」の一文である。

肝心なところは、「右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り」である。この判決文を反対解釈すると、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合には、「財務会計上の行為を行う権限を有する当該職員に対し、職務上の義務に違反する財務会計上の行為による当該職員の個人としての損害賠償義務の履行を求めるものに他ならない」ものとして住民訴訟の一類型として見做されるのである。

2、そこで、福岡市監査委員の監査の違法性について記す。

1) 監査結果通知書の2判断「(1)名簿提供にかかる公金の支出について」の記述の監査結果には根拠法不提示と適正執行不証明の違法がある。

2) 人件費、名簿印刷費、通信費についての各項目のいずれについても、「関係法令を遵守して適正に執行されている」とだけ記されているだけで、適用した関係法令を明示せず、また、法令遵守・適正執行の法的根拠を示していない違法がある。

3) 福岡市会計規則1964年3月28日規則20号第37条で「歳出金の支払は、支出命令書によらなければならない」、同第40条で「支払担当者は、支払命令書に当該支出に関する書類を添え、会計管理者または区会計管理

者に送付しなければならない」と規定されているところ、同監査結果通知書には、これらの書類を区政課担当職員に提示させ、監査しという事跡は記されていない。これだけでも今回の監査は監査不尽の違法を犯している。

4) 監査結果通知の判断は、個人情報の目的外利用について言及し、「福岡市では、個人情報保護について、憲法、地方自治法及び個人情報保護法にのっとり、福岡市個人情報保護条例第10条第2項各号に当てはまる場合は、個人情報を実施機関以外の者へ提供できる」と述べている。しかし、憲法11条は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」。13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と条規されている。つまり、基本的人権の享有者は個人として尊重されるのが憲法規範である。また、地方自治法第1条の2は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」その存在目的を明確に条規し、個人情報保護法は第1条で「個人の権利利益を保護することを目的とする」とその立法目的を規定している。

憲法84条は「法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定しているところ、個人情報保護法第16条は個人情報取扱事業者に「あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」と規定されている。今回の自衛隊への福岡市個人情報名簿提供がこれらの法意を破って、事前に本人に同意を取る手続きを経ないで実施されたことは違法の誹りを免れ得ない。

5) 福岡市は、福岡市個人情報保護条例第10条第2項第6号（以下「6号」）に基づき福岡市個人情報保護審議会に諮問したと記載されている。しかし、最初から6号に依ったのではなく、監査の結果7ページには「明確に、第1号（法令等に定めがあるとき）には該当するとは判断できないと結論し」「第6号に基づき、2020年2月7日個人情報保護審議会に諮った」と福岡市の行為が記載されている。これらのことは、本件保有個人情報の自衛隊への提供（以下、「本件提供」）が法定受託事務ではないことを福岡市自らが認めたことを示す。この事実から次のことが導かれる。ひとつは、元より自治事務ではないことから、本件提供は憲法、地方自治法等が規定する地方公共団体の事務ではないことである。したがって、事務ではない行為に公金を支出するとは違法である。第6号へ摘要条項を転換しても、本件提供が違法であると事実

を左右しない。この転換は実施機関によって図られたが、地方公共団体の事務ではないことが明らかなのに、あえて行うのは、法による行政という法理に違背する。この違法な転換が法定ではなく、市長の行政裁量だと強弁しても、違法性は治癒されず、裁量権の逸脱と濫用の違法の誹りを免れない。

地方公共団体の事務ではない本件提供行為への公金の支出は違法であり、この違法行為について、言及しなかった福岡市監査委員の監査結果には、監査不尽の違法がある。

6) 監査委員は、本監査結果で「公益性の必要」を本件提供の理由にしている。しかし、このことにつき、いくつかの点に監査不尽の違法がある。

ア、「公益性の必要」を判断するのは、誰かという点である。監査結果では、福岡市は個人情報保護審議会から「自衛官等募集事務に利用することを目的として自衛隊に個人情報を提供することについては、公益上の必要性が認められる」との答申を得たことを理由としている。しかし、福岡市個人情報保護条例第10条6号は「実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」保有個人情報を当該実施機関以外にも提供できる」としている。この条文は、実施機関が自らの政策を実施する際、審議会への諮問を経由することによってその政策の正当性を保証づけるために諮問がなされたように受け止められる。

その証拠に、監査結果書に、本件実施機関福岡市長は「方針決裁」により「本件提供には、公益上の必要があると認めたとうえで、提供を決定している」とあたかも本件提供の正当性は実施機関自身によって証されていると記されている。

イ、2020年2月14日、福岡市個人情報保護審議会は、一日のしかも短時間で、自衛官募集事務に利用することを目的として自衛隊に個人情報を提供することについては、公益上の必要性が認められるものと判断される」と答申した。基本的人権が侵害されることになる本件提供について、審議が尽くされなかった。この事態について監査の審議がなく、監査不尽の違法がある。

ウ、「公益性の必要」による本件提供が「個人の権利」を侵害していることについて監査していない。個人情報は、個人がもつ自己統治権、人格権そのものだ。福岡市は、個人情報を本人の同意もなく、自衛隊に提供してはならない。個人情報保護法と福岡市個人情報保護条例（以下「条例」）は、「個人の権利利益を保護する」ことを立法の目的とし、条例は個人情報の目的外利用を禁じている。市長はどんな権限あって本件提供をしたのか。条例は「本人又は

第三者の権利利益を侵害する恐れがあるときは、第三者に提供してはならない」と明記している。新聞報道によれば、市長は「公益性」の必要について「自衛隊は国防や災害救助に尽力されている。また、事務効率化の視点もある」旨を述べている。しかし、今回の問題で問われているのは、憲法13条の幸福追求権の一つであるプライバシーの権利が侵害されようとしていることだ。事務効率化の「公益性」と比較考量することは埒外だ。

また、地方自治体の長が「自衛隊は国防に尽力されている」ことを「公益性」というのであれば、それは戦前日本の地方機関が国の下請け機関として戦争政策を推進したことへの反省から、日本国憲法が章立てをして地方自治を憲法の支柱にしたことを没却する暴言だ。自衛隊法や同施行令は名簿提供の法的根拠とはならない。名簿提出行為の根拠の一つに自衛隊法第97条を挙げ法定受託事務だとしているが、それは「法定受託事務」の解釈を誤る脱法適用だ。同施行令第120条は「報告および資料の提出を求めることができる」との規定に過ぎず、福岡市に応諾義務はない。自衛隊は2014年の集団的自衛権行使容認閣議決定を前提として、翌年成立した安保関連法によって、米軍等と共に世界各地で戦闘する部隊に変身しつつある。本件提供で18歳および22歳の福岡市民個人情報が入隊に渡されたことで、福岡の若者が自衛隊員として戦地に追いやられることになる危険性がある。

以上の事実を監査委員は監査していない。監査不尽の違法がある。

本件行為の違法性 その4 福岡市個人情報保護審議会の審議過程と答申に存する違法性

2020年2月14日に福岡市個人情報保護審議会（以下「審議会」）は、実施機関（福岡市長）の個人情報の公益上の取り扱いについての諮問に対し、「住民基本台帳記載事項の一部を、自衛官等募集事務に利用することを目的として、自衛隊に提供することについては、公益上の必要性が認められるものと判断する」と答申した。以下、答申に至る経過と同審議会の審議と答申の違法性を主張する。

1. 1月31日 市長の審議会諮問の違法性

監査結果の通知書で、福岡市は「法令等に定めがあるとき」の「第1号に該当することはできないと結論」した。その時点で、自衛隊への名簿提供をやめるべきだった。なぜなら、法令の自衛隊法第97条第1項と同施行令第120条に本件提供の法的根拠がないのなら、憲法第84条が「法律の範囲内で条例を制定することができる」との定めによる条例の条文に法定受託事務の法的根拠を見出すことができないからだ。しかし、市長は審議会に福岡市個人情報保

護条例第10条第2項第6号に基づく諮問(以下、「6号諮問」)を福岡市個人情報保護審議会に行った。6号諮問は、上記の本件行為の違法性その2で詳述したように、近年の二つの事例「特定の介護保険事業所に対して介護報酬の返還請求を行うに当たり、返還請求の原因である個人に関する情報を当該事業所に提供した事例、国民健康保険レセプト点検自動化実証実験を行うに当たり、被保険者のレセプトデータを事業者提供した事例」のような自治事務のなかで行われることを想定して定めたものであって、法定受託事務にかかる事務への適用を想定したものではない。

福岡市個人情報保護条例第10条で定められた福岡市の保有個人情報の目的外利用の禁止と実施機関以外への提供禁止に対する例外規定を第1号から第6号に転換しての適用は、潜脱の違法を成す。よって、福岡市長によってなされた6号諮問は、1号適用による目的外利用の根拠不全の違法は6号諮問によっても治癒されず、違法・無効となる。行政裁量の観点からしても、6号諮問は裁量権の逸脱・濫用にあたり、違法である事情を左右しない。

2020年1月31日 福岡市長は福岡市個人情報保護審議会に対して、「個人情報の公益上の取り扱いについて」と題して諮問を行った。諮問は2項あるが、ここでは諮問①について再掲して批判する。

同諮問書の「取扱いの概要」に対して、次のように違法を指摘する。福岡市は「国又は地方公共団体からの住民基本台帳閲覧請求に対して、住民基本台帳法第11条の規定に基づき住民基本情報を閲覧させ、書き写しによる情報提供を行ってきた」ことも違法だと指摘する。上記台帳法第11条は、国の機関が、法令で定める事務の遂行のために、必要がある場合には、国は住民基本台帳の閲覧を請求することができる」とされている。しかし、「取扱いの概要」には、閲覧の根拠法令が具体的に示されていない。また、国に閲覧請求権が法定されているとしても、福岡市が拒否することは可能であり、漫然と閲覧させていたことに地方自治法第1条の2違法がある。また、住民基本台帳法には、国が請求できるのは「閲覧」であって、書き写しによる情報提供権や名簿作成の請求権を法定していない。これら法定されていないことが行われているのは、同法の拡大解釈であり違法である。

2、2月7日の福岡市個人情報保護審議会の審議の違法性と2月14日の同答申の違法性

1) 名簿を含めた情報提供は法定受託事務ではない。福岡市の適用違法を審議していない。

地方自治法は第一号法定受託事務について、第2条⑨の一に於いて「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる

事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるものという。」と規定している。

上述の8月2日福岡市監査委員の監査結果書には、自衛隊が名簿提供を依頼する根拠としている自衛隊法第97条第1項及び同施行令第120条をもって「福岡市個人情報保護条例第10条第2項第1号『法令等に定めがあるとき』には該当するとは言えない」と福岡市が結論したことが記されている。

繰り返しになるが、福岡市による自衛隊への名簿提供は地方自治法のいう法定受託事務ではないことを福岡市自らが認めたのだ。個人情報保護審議会は事実を審議すべきであったが2月7日の審議会の議事録には審議された事跡がない。その無事跡は同審議不尽とともに、審議の違法性を成す。審議すべきことを審議しないままの答申の違法性を成す。

2) 福岡市個人情報保護審議会目的外利用等審査部会では守られるべき個人の権利利益について十分な審議が行われていない。

福岡市個人情報保護審議会目的外利用等審査部会では部会長が「法定受託事務だから公益性があるのだというのは、ちょっと短絡的な感じがする。公益上の必要があるというのは、外部提供することに公益性があるということであり、自衛隊が重要な役割を果たしていることはわかるが、法定受託事務だから公益性があるとか、あるいは事務が効率化するから公益性があるという説明には、やや違和感を覚える。」「若干法律論になるが、住民基本台帳法では、閲覧のみを認めている。それを反対解釈すれば、要するに、閲覧以外は認めないということになる。国の機関や地方公共団体についても、閲覧しか認めないということは、逆に言うと住民基本台帳法は、閲覧以外、提供等は禁止していると思える余地もあると思う。そうすると、他の法令で明確に、禁止について例外を設けるような規定がなければ提供できないという考え方もできる。他方、参考資料について説明があったように、国の答弁にて、一応、国の解釈としては、必ずしも住民基本台帳法によって禁止されていないと、明文規定はなくても許されるとなっているが、自衛隊の規定を見ると、かなり一般的な文言になっている。自衛隊法上は、ごくあいまいな規定しかなく、施行令でも資料の提出ということで、法令自体は、必ずしも明確に規定しているわけではないように思われる。この自衛隊法と施行令だけで、住民基本台帳法の例外を認めると解釈することについて、見解を聞きたい。」との問に実施機関は「自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要がある場合ということで、募集に関し必要な資料というと、実際問題として、名簿以外にあまり考えられないため、国の見解としては、名簿を出すことについては問題がないと答弁されていると理

解している。」と答えている。しかし、住民基本台帳法の解釈として問題はないのか、また自衛官募集のために名簿提供をすることが個人の権利利益の侵害にならないのか、名簿が政令に記載される資料に該当するのかは審議されていない。特に今日大きく変容している自衛隊の現状において、本人の同意がない名簿を提供することが名簿提供された個人の権利利益の侵害になることについては全く検討されていない。情報化社会が進化する今日、個人情報保護がより重要となっており、守られるべき権利利益の保護が求められている。個人情報保護審議会での審議は不十分と言わざるを得ない。不十分な審議結果をもって自衛隊員募集のために名簿提供することに違法があり、実施機関の裁量権の逸脱・濫用であって許されない。

3) 福岡市個人情報保護審議会の議論で、欠落しているのは、②の個人の権利利益侵害に関連して、自衛隊に提供された個人情報、他の情報と関連されて、個人情報のさらなる権利利益の侵害に拡大されていくことについて、審議された事跡がない。そのことは福岡市個人情報保護審議会が個人情報保護を通じて、憲法で保障された個人の生存権が侵害されることのないように設置された目的をみずから放擲する違法行為である。

4) 2月7日の同審議会議事録の8ページに実施機関の「当然自衛隊については、国防始め被災地支援などに、現在ご尽力いただいている状況であり、自治体とは協力関係にあることから、協力が必要ではないかと考えている。」との発言があった。福岡市の同審議会への諮問内容には「被災地支援」はあっても「国防」への協力は書きこまれていなかった。不戦・軍隊不保持・交戦権否認を謳う憲法を否定する発言である。この国防つまり戦闘する自衛隊への自治体としての協力関係のために、個人情報を自衛隊に提供する発言を取り上げ審議された事跡がない。これは審議すべきことを審議せずに答申した福岡市個人情報保護審議会が審議不尽の違法を成したことである。

5) 審議を通じて、法令から条例への適用法源の転換で名簿提供ができるかとの市長諮問の本源的違法について審議が尽くされなかった。

3 6月5日の答申を根拠にした名簿形式での福岡市民個人情報の自衛隊提供の違法性

福岡市個人情報保護条例2項1号適用上の要件欠缺の瑕疵は、同6号適用でも治癒されず、結果として、自衛隊への名簿提供は法的根拠なく行われた。こ

れは「法の支配」と「法律による行政」原則からの逸脱であり、妄言を多用しても、福岡市の違法。福岡市個人情報保護審議会の審理不尽の違法を隠蔽するとはできない。

第5、まとめ

よって、福岡市職員高島宗一郎は、福岡市に対し、損害を賠償する責任があるところ、原告らは、被告に対して、地方自治法第242条の2第1項第4号前段に基づき、福岡市の執行機関である被告に、請求の趣旨記載の判決を求めて、本訴に及んだ。